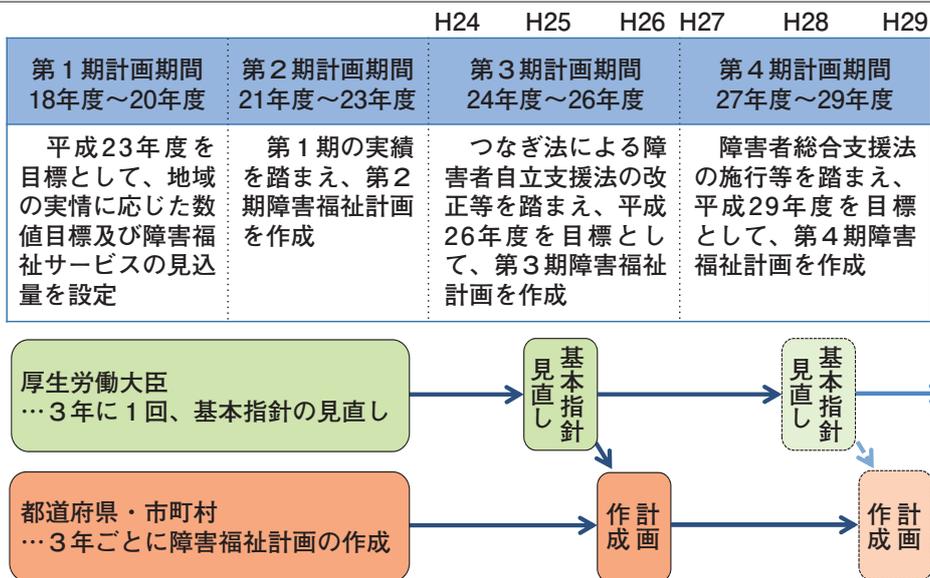


■ 図表3-3-3

障害福祉計画と基本指針

○基本指針（厚生労働大臣）では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。



資料：厚生労働省

■ 図表3-3-4 サービス利用者の将来見通し等

第4期障害福祉計画（目標集計）

○ 都道府県・市町村の障害福祉計画は、3年を一期として定めることとしており、平成27年度から平成29年度を計画期間とした第4期障害福祉計画について、各都道府県が設定した目標値の集計を行った。

○ 障害福祉計画の策定にあたっては、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）を踏まえることとなっており、同指針では、地域移行や就労に関する成果目標を定めている。

※【目標値】国の基本指針で定める成果目標。
 ※【都道府県見込み値】都道府県が設定した目標値を集計したもの。

1. 施設入所者の地域生活への移行

- 平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値
 - 【目標値1】平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行
 - 【目標値2】平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減

平成25年度末の入所者数(人) (A)	地域生活移行				施設入所者数の削減				
	地域生活移行者数(人) (B)	地域生活移行率			平成29年度末の入所者数(人) (C)	削減目標(人) (D=A-C)	削減率		
		【目標値1】	【都道府県見込み値1】 (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県			【目標値2】	【都道府県見込み値2】 (D)/(A)	基本指針を満たす都道府県
119,878	15,905	12%以上	13.3%	29	115,356	4,522	4%以上	3.8%	28

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

■平成29年度における入院中の精神障害者の退院に関する目標値

【目標値1】入院後3か月時点の退院率 64%以上

【目標値2】入院後1年時点の退院率 91%以上

【目標値3】平成29年6月末時点の長期在院者数(入院期間が1年以上の者)を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減

入院後3か月時点の退院率			入院後1年時点の退院率			長期在院者数				
【目標値1】	【都道府県見込み値1】	基本指針を満たす都道府県	【目標値2】	【都道府県見込み値2】	基本指針を満たす都道府県	平成24年6月末(人) (A)	平成29年6月末(人) (B)	減少率		
								【目標値3】	【都道府県見込み値3】 (B-A)/(A)	基本指針を満たす都道府県
64%以上	64.0%	42	91%以上	90.9%	44	184,569	154,100	18%以上	16.5%	32

3. 地域生活支援拠点等の整備

■地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する

基本指針を満たす都道府県
41

○地域生活支援拠点等とは、地域での暮らしの安心感を担保するために、緊急時の受入体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくり等の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいう。

4. 福祉施設から一般就労への移行

■福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値

【目標値】平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上

平成24年度の一般就労移行者数(人) (A)	平成29年度の一般就労移行者数(人) (B)	一般就労移行比率		
		【目標値】	【都道府県見込み値】 (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県
9,840	19,074	2倍以上	1.9倍	34

5. 就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援事業所の就労移行率

【目標値1】平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末における利用者数の6割以上増加

【目標値2】就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数(人) (A)	平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数(人) (B)	就労移行支援利用率			就労支援事業所の就労移行率		
		【目標値1】	【都道府県見込み値1】 (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県	【目標値2】	【都道府県見込み値2】	基本指針を満たす都道府県
26,236	42,540	1.6倍以上	1.6倍	34	50%以上	50.2%	41

資料：厚生労働省

第4期障害福祉計画サービス見込量集計

○就労系活動指標

種類	平成29年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	16,160 人
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	17,198 人
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講	1,842 人
障害者トライアル雇用事業の開始	4,186 人
職場適応援助者による支援	3,594 人
障害者就業・生活支援センター事業による支援	27,693 人

○訪問系サービス

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	6,299,308 時間	6,744,484 時間	7,205,542 時間
	219,167 人	234,091 人	249,413 人

○日中活動系サービス

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	5,361,058 人日分	5,566,584 人日分	5,770,537 人日分
	275,260 人	285,513 人	296,156 人
自立訓練(機能訓練)	50,413 人日分	54,120 人日分	58,582 人日分
	3,518 人	3,783 人	4,064 人
自立訓練(生活訓練)	263,259 人日分	280,172 人日分	299,470 人日分
	15,971 人	17,027 人	18,127 人
就労移行支援	613,033 人日分	693,004 人日分	776,793 人日分
	35,565 人	40,235 人	45,123 人
就労継続支援(A型)	964,218 人日分	1,093,460 人日分	1,232,132 人日分
	49,421 人	55,908 人	62,867 人
就労継続支援(B型)	3,643,731 人日分	3,873,451 人日分	4,120,604 人日分
	206,518 人	219,625 人	233,194 人
療養介護	20,374 人	20,924 人	21,320 人
短期入所(福祉型、医療型)	327,200 人日分	353,055 人日分	380,014 人日分
	48,653 人	52,716 人	57,055 人

○居住系サービス

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	104,342 人	112,782 人	121,599 人
施設入所支援	130,841 人	129,429 人	127,723 人

資料：厚生労働省

(2) 身近な相談支援体制整備の推進

ア 障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援

障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援については、「障害者自立支援法」により、平成18年10月から、障害種別に関わらず、事業の実施主体を利用者に身近な市町村に一元化して実施している。また、市町村における相談支援事業の機能を充実・強化するため、平成18年10月から住宅入居等支援事業を、平成24年4月から基幹相談支援センター等機能強化事業を、それぞれ地域生活支援事業に位置づけている。

また、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することにより、障害のある人や障害のある児童の親が障害福祉サービス等を適切に利用することができるように支援を行っている。

平成22年の障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、障害福祉サービスの支給決定等の前にサービス等利用計画案等を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、サービス等利用計画等の作成対象者を大幅に拡大している。また、これまで国庫補助事業により行われていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害のある人の地域移行・地域定着支援の取組の充実に努めている。

このほか、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や、関係機関、関係団体及び障害のある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等により構成される協議会（平成25年3月までは、自立支援協議会）の法定化、市町村における成年後見制度利用支援事業の必須事業化により、地域における障害者

等の支援体制の充実に努めている。

広域・専門的な支援や人材育成については、都道府県の地域生活支援事業の中で、都道府県相談支援体制整備事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害児等療育支援事業、相談支援従事者研修事業等を実施し、市町村をバックアップしている。

イ 都道府県による取組及び市町村区域への対応

都道府県においては、市町村に対する専門的な技術支援、情報提供の役割を担っている更生相談所等が設けられており、それぞれの施設が担う相談支援内容に合わせて、身体障害者相談員、知的障害者相談員、児童に関する相談員及び精神保健福祉相談員を配置している。設置状況は、身体障害者更生相談所（平成28年4月現在77か所）、知的障害者更生相談所（平成28年4月現在84か所）、児童相談所（平成28年4月現在209か所）、精神保健福祉センター（平成28年4月現在69か所）となっている。

国においては、市町村の区域で生活に関する相談、助言その他の援助を行う民生委員・児童委員を委嘱している。

ウ 法務局その他

全国の法務局・地方法務局及びその支局等において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に対する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付を行っている。加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日にも相談に応じる全国一斉「高齢者・

障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施している。人権相談で虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。

保健所、医療機関、教育委員会、特別支援学校、ハローワーク、ボランティア団体等においても、相談支援が行われている。

エ 矯正施設入所者

障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター」を全国の各都道府県に整備した。同センターは、矯正施設、保護観察所並びに地域の関係機関及び団体と連携して、社会復帰の支援を行っている。

また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び自立した日常生活のための訓練等を実施している。

(3) 権利擁護の推進

ア 成年後見制度等

認知症、知的障害又は精神障害などのため判断能力の十分でない人を保護し支援するための成年後見制度について、パンフレットの配布や法務省ホームページ上のQ&A掲載など、制度周知のための活動を行っている。また、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害のある人又は精神障害のある人であり、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部について補助を行うため、成年後見制度利用支援事業を実施しており、

平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業に位置付けている。

平成28年4月1日現在で1,470市町村(84%)が実施しており、今後とも本事業の周知を図ることとしている。

また、「障害者総合支援法」では、平成25年度から、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業について、成年後見制度法人後見支援事業を地域生活支援事業として市町村の必須事業として位置づけたほか、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害者等の意思決定の支援に配慮し、常に障害者の立場に立ってサービス等の提供を行うことを義務づけている。

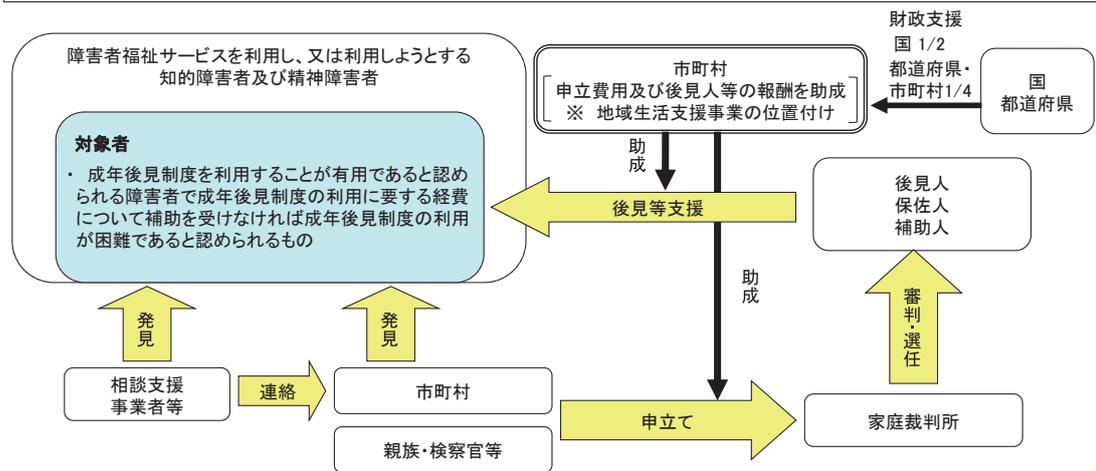
日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち必ずしも判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体とし、事業の一部を委託された市区町村社会福祉協議会等により実施されている。本人からの申請は少なく、周囲の専門職等が必要と判断して利用に至る場合が多いことが特徴である。利用者の判断能力の低下等により、成年後見制度へ移行する者が増加しており、単身世帯の増加により、成年後見制度への移行のための支援も必要とされている。平成27年4月から平成28年3月までの実施状況は、本事業に関する相談件数が延べ1,767,312件、本事業の利用契約を締結したものが12,854人(平成28年3月末現在の本事業の実利用者数は49,791人)となっており、今後とも本事業の一層の定着を図ることとしている。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)に基づき、「成年後見制度利用促進委員会」における議論を

■ 図表3-3-5 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の必須事業化

法) 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。
 → 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。
 ※ 平成24年度より、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業を国庫補助の対象としている。



資料：厚生労働省

踏まえて策定された「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月24日閣議決定)に沿って、成年被後見人の財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な支援に繋がるよう、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどの成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進していく。併せて、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、必要な見直しを行うこととしている。

(なお、財産管理については、後述の「3. 経済的自立の支援(2) 個人財産の適切な管理の支援」を参照。)

イ 消費者としての障害者

高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を目的とし、障害者団体のほか高齢者団体・福祉関係者団体・消費者団体、行政機関等を

構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を平成19年から開催し、消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みの構築を図ってきた。

平成29年3月に開催した「第13回高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」では、「高齢者、障害者の消費者トラブル防止のため積極的な情報発信を行う」こと、「多様な主体が緊密に連携して、消費者トラブルの防止や「見守り」に取り組む」こと等を申し合わせた。国民生活センターでは、障害のある人やその周りの人々に悪質商法の手口やワンポイントアドバイス等をメールマガジンや同センターホームページで伝える「見守り新鮮情報」を発行するとともに、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「2017年版くらしの豆知識」のデジ版を作成し、全国の消費生活センター、消費者団体及び全

国の点字図書館等に配布した。

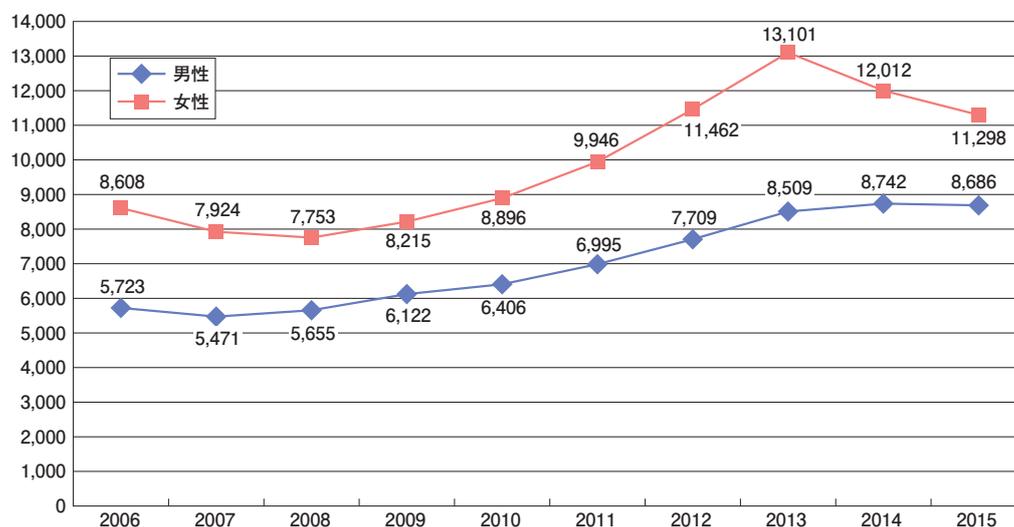
なお、悪質な手口により消費者被害にあった等として、全国の消費生活センターや国民生活センターなどに寄せられた「認知症高齢者、障害のある人等の相談件数」は、平成20年度から25年度にかけて年々増加し、26年度以降も依然として高水準で推移している。

また、消費者トラブルの防止及び被害からの救済については、地方消費者行政推進交付

金等を通じ、被害に遭うリスクの高い消費者（障害者、高齢者、被害経験者等）を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築し、消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取組等を支援するとともに、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制整備を図る取組等を促進している。

加えて、平成28年4月から施行された平成26年改正消費者安全法では、地域社会における高齢者・障害者等の見守りネットワークの

■ 図表3-3-6 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数（年度別・男女別）（2006～2015年度）



注1：2017年1月末日までの登録分。

注2：「判断不十分者契約」「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

資料：独立行政法人国民生活センター運営のPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)。

■ 図表3-3-7① 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数(商品・役務別 10位まで) (2006～2008年度(※1、※2、※3))

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	3,900	フリーローン・サラ金	2,238	フリーローン・サラ金	1,581
2	新聞	1,947	電話情報提供サービス	1,173	新聞	1,280
3	商品一般	1,729	新聞	616	商品一般	1,050
4	電話情報提供サービス	1,699	商品一般	602	ふとん	854
5	ふとん	1,061	携帯電話サービス	525	他の健康食品	732
6	浄水器	1,056	オンライン情報サービス	351	浄水器	731
7	他の健康食品	953	浄水器	302	健康食品(全般)	595
8	携帯電話サービス	833	会社生命保険	300	電話情報提供サービス	497
9	健康食品(全般)	808	電話関連サービス	239	羽毛ふとん	395
10	会社生命保険	603	普通・小型自動車	222	ふとん類(全般)	381

■ 図表3-3-7② 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数(商品・役務別 10位まで) (2009～2014年度 (※1、※2、※3))

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	7,259	フリーローン・サラ金	4,412	新聞	3,903
2	新聞	5,968	新聞	1,911	健康食品 (全般)	3,860
3	商品一般	4,764	携帯電話サービス	1,905	他の健康食品	3,277
4	健康食品 (全般)	4,682	商品一般	1,766	商品一般	2,818
5	他の健康食品	4,104	出会い系サイト	1,592	フリーローン・サラ金	2,748
6	携帯電話サービス	3,216	アダルト情報サイト	1,407	出会い系サイト	1,560
7	出会い系サイト	3,173	賃貸アパート	810	携帯電話サービス	1,263
8	アダルト情報サイト	1,784	他の健康食品	786	ファンド型投資商品	1,112
9	賃貸アパート	1,658	健康食品 (全般)	744	かに	1,019
10	ファンド型投資商品	1,624	携帯電話	688	修理サービス	910

■ 図表3-3-7③ 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数(商品・役務別 10位まで) (2015年度 (※1、※2、※3))

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	1,309	フリーローン・サラ金	812	新聞	702
2	新聞	1,097	携帯電話サービス	447	商品一般	602
3	商品一般	1,045	商品一般	402	他の健康食品	567
4	携帯電話サービス	759	新聞	362	健康食品 (全般)	551
5	他の健康食品	704	光ファイバー	315	フリーローン・サラ金	470
6	健康食品 (全般)	680	アダルト情報サイト	296	携帯電話サービス	298
7	光ファイバー	520	賃貸アパート	208	賃貸アパート	206
8	賃貸アパート	426	出会い系サイト	208	光ファイバー	192
9	アダルト情報サイト	383	他の健康食品	128	かに	163
10	出会い系サイト	353	デジタルコンテンツ(全般)	126	修理サービス	148

※1：2017年1月末日までの登録分。

※2：「判断不十分者契約」「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

※3：2009年度及び2015年度に商品・役務等別分類が改定されたため、時系列での比較はできません。

資料：独立行政法人国民生活センター運営のPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)

構築のため、地方公共団体において消費者安全確保地域協議会を設置できることが盛り込まれており、地方公共団体向けの説明会等を行った。また、消費者安全確保地域協議会を設置した地方公共団体の先進的事例を収集し、公表に向けて準備を行う等、各地域における見守りネットワークの設置が促進されるよう取り組んだ。

(4) 障害者虐待防止対策の推進

障害者の尊厳の保持のため障害者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)が平成24年10月から施行されている。(法律の概要については図表3-3-8)

厚生労働省においては、障害者虐待の防止